

学童クラブ入会にあたって

新BOP学童クラブ入会にあたり、下記および裏面事項を必ずお読みください。

《 学童クラブの役割 》

保護者が就労・病気等のため放課後家庭で適切な保護育成をすることができない児童に生活の場を提供し、異なる年齢の児童とふれあい、遊びを創りだし、協力しあいながら豊かに成長していくことを目標にしています。

《 実施日・育成時間 》

日曜・祝日・休日・年末年始（12/29～1/3）を除き、通年実施します。

月～金曜日、授業がある土曜日 ⇒ 放課後 ～ 18:15

土曜日・夏休み等、学校休業日 ⇒ 8:15 ～ 18:15

《 お弁当 》

給食がない日はお弁当を持参させてください。

《 おやつ 》

月曜日～金曜日に提供します。土曜日のおやつは持参させてください。

※食物アレルギーがあり、おやつ提供に際し配慮が必要で、まだ『食物アレルギーに関する調査票』を提出していない方は、至急学童クラブにご連絡ください。

《 ご家庭との連絡 》

(1)届出について

◇家庭状況・就労状況が変わった場合

住所・電話番号(携帯電話含む)・氏名・勤務先・就労状況・家族の異動等の変更があった場合は、速やかに『変更届』を提出してください。(勤務先・就労状況変更の場合は、新しい『就労証明書』を添付)

◇児童が病気・負傷・旅行等により出席できない場合

児童の病気や負傷、旅行等により新BOP(学童・BOPとも)に参加することが困難で、月の前半または後半にわたって学童クラブを欠席する場合、それぞれの期間について2,500円が減額されます。該当する方は、事前に『利用料減免申請書』を提出してください。

(家庭の事情、保護者の休暇等により“出席の必要がない”場合は、減額の対象になりません。)

◇退会する場合

学童クラブ利用の必要がなくなったり、入会要件を満たさなくなった場合は、速やかに『退会届』を提出してください。

なお、年度内に再入会する場合は、再度、入会申請が必要です。就労状況等に変更がない場合は、就労証明書等の添付は不要です(入会申請書のみ提出)。受付期間は、入会希望日の2ヶ月前の同日から前月15日まで(月の後半入会希望の場合は前月末日まで)です。審査後、決定通知书をご自宅にお送りします。

区内で転校する場合は、旧クラブに退会届を提出し、受付期間内に新クラブへ入会申請書を提出してください。

なお、①理由なく長期にわたり欠席が続いた ②保護者が虚偽の入会申請を行っていた ③入会要件に該当しなくなった、等の場合には、入会承認を取り消す場合があります。

※『退会届』及び長期欠席に伴う『利用料減免申請書』は、緊急の場合を除き、2週間程度の余裕をもって事前に届け出てください。(緊急の場合であっても、事後の届出はできません。)

(2)放課後児童システムについて

◇児童の出欠や退所予定時間等の情報管理、保護者への災害時等緊急時のメール送信、入退室時間等の連絡のICT活用を目的としております。ぜひご活用ください。

(3)連絡帳について

◇連絡帳は学童クラブで用意します。連絡帳により、児童の状況について連絡を取り合っていきますので、毎日連絡帳には目を通したうえで、児童に持たせてください。

裏面あり



(4)緊急事態が発生したら

◇**急病、事故の場合**：育成中の病気や事故が生じた場合、応急処置をしますが、状態によっては保護者の方へ連絡しますので、できる限り早くお迎えに来てください。

◇**感染症の場合**：感染性疾患の予後については、学校の登校基準と同じ扱いです。

◇**非常災害・緊急の場合**：育成中に災害や緊急事態が発生した場合は、状況によって保護者の方へ連絡し、お迎えをお願いすることがあります。

《 その他 》

- ①ご家庭で揃えていただく物は、各学童クラブからご案内します。
- ②習い事等で定期的に欠席する場合は、あらかじめご連絡ください。
- ③学校の担任の先生に、学童クラブに入会していることを伝えておいてください。

利用料について

《 月額 》

入会児童1人につき、利用料月額 5,000円(おやつ代含む)

(内訳は、毎月1日～15日、16日～月末で各2,500円です。出席日数に関わらず、入会している月は利用料がかかります。利用の必要がなくなる場合は、事前に退会届を提出してください。)

《 支払い方法 》

ご指定の金融機関の預金口座から、3か月分が自動的に引き落とされます。

『Web 口座振替受付サービス』にてお手続きのうえ、口座振替日(引き落とし日)の前日までにご入金ください。

◇手続き

①同封の『世田谷区学童クラブ利用料』Web 口座振替受付サービスのご案内」内の二次元バーコードより『Web 口座振替受付サービス』にアクセス

②『Web 口座振替受付サービス』の手順に沿って口座をご登録ください。

※以前入会していた児童で口座振替の登録手続きが完了している場合は、手続き不要です。

※兄弟が入会している(入会していた)場合でも、新規入会の児童については手続きが必要です。

※『Web 口座振替受付サービス』の利用を希望されない場合、新BOPより「口座振替依頼書」を受け取り、金融機関等でお手続きください。

◇口座振替日(引き落とし日)

		口座振替日	振替金額(例)
第1回	4月～6月分	6月末	15,000円
第2回	7月～9月分	9月末	15,000円
第3回	10月～12月分	12月末	15,000円
第4回	1月～3月分	2月末	15,000円

※振替日が金融機関の休業日の場合は、その翌営業日が振替日になります。

※領収書の発行はしませんので、通帳でご確認ください。

《 利用料の免除 》

次の事由に該当する場合は、利用料が全額免除になります。『利用料減免申請書』を提出してください。受給状況(iiは課税状況)を確認のうえ免除の可否を決定し、通知します。

i) 生活保護を受給している世帯

ii) 当年度の住民税が非課税の世帯

iii) 就学援助費を受給又は、就学援助費の認定基準を満たす世帯(給食費のみ免除の場合を除く)

※児童1人につき1枚の免除申請書が必要です。

※年度ごとに申請が必要です。前年度免除になっていても、改めて提出してください。

新年度分は5月上旬にご案内します。

※前年度分の申請はできませんので、必ず年度内(～3月31日まで)に提出してください。

各種届出(申請)用紙の受け取り および 提出の窓口は、各学童クラブです。